

質問第五回
令和五年十一月二十九日提出
号

東京五輪一〇一一〇誘致に際しての官房機密費でのIOC委員への贈答品に関する質問主意書

提出者 櫻井周

東京五輪二〇二〇誘致に際しての官房機密費でのIOC委員への贈答品に関する質問主意書

二〇二三年十一月十七日の東京都内の講演で馳浩石川県知事は、東京オリンピックの招致活動の際に内閣官房報償費を使って作成したアルバムを贈答品として国際オリンピック委員会（IOC）委員に渡したと発言した。贈答品のアルバムは、IOC委員の選手時代の写真を集めたもので、一冊あたり二十万円の作成費用がかかったとのこと。馳浩知事は、東京オリンピックの招致時に自民党の東京オリンピック招致推進本部長を務めていた。

発言の翌日には馳浩知事は発言を全面的に撤回したものの、信憑性の高い発言であるところ、以下、質問する。

一 二十万円ものコストがかかる贈答品をIOC委員に贈ることは、IOCの倫理規定に違反するのではないか。

二 オリンピックを誘致することを目的としてIOC委員に贈答品を贈ることは、いわゆる、外国公務員贈賄防止条約および不正競争防止法に違反するのではないか。

三 官房機密費の財源は税金であるところ、税金を違法の可能性がある遣い方をすることはやつてはならな

いと考えるが、政府の見解は如何に。
右質問する。